

かほく市告示第 1 号

かほく市私道復旧補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 1 月 22 日

かほく市長 油野 和一郎

かほく市私道復旧補助金交付要綱

(目的等)

第 1 条 この告示は、令和 6 年能登半島地震（これに伴う余震を含む。以下同じ。）による被災私道の復旧に要する費用を、かほく市が石川県から令和 6 年能登半島地震復興基金交付金の交付を受けて補助することにより、令和 6 年能登半島地震による被害からの早期の復旧・復興を図ることを目的とする。

2 この告示に基づく補助金（以下「私道復旧補助金」という。）の交付については、この告示に定めるもののほか、かほく市補助金交付規則（平成 16 年かほく市規則第 30 号）に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私道 個人又は民間団体が所有し、又は管理している土地を道路として使用している区域をいう。
- (2) 公道 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）上の道路のほか、地方公共団体が管理する農道や林道、河川管理用道路、法定外公共物等のうち一般交通の用に供するものをいう。
- (3) 生活道路 主として地域住民の日常生活に利用される道路をいう。
- (4) 集落等 一定の土地に 2 戸以上の社会的まとまりが形成された、住民生活の基本的な地域単位をいう。
- (5) 復旧工事 私道被害等に対して原形に復旧することを基本とした工事をいう。

(交付対象となる私道被害等)

第 3 条 私道復旧補助金の交付対象となる私道被害等は、令和 6 年能登半島地震に起因するものとする。

(交付対象となる工事)

第4条 私道復旧補助金の交付の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、前条に規定する私道被害等に係る工事で、主として地域住民の日常生活に利用される生活道路で、私道を管理する個人、民間団体、自治会又は集落等（以下「個人又は民間団体等」という。）が行う第2条第5号に該当する復旧工事（工事に関する調査及び設計を含む。）で次に掲げる要件を全て満たす工事とする。

- （1） 一般交通の用に供しているものであること。
- （2） 公道に接続するものであること。
- （3） 幅員がおおむね1.8 m以上であること。
- （4） 所有者の異なる住宅が連担して2戸以上建ち並んでいるものであること。
- （5） 個人又は民間団体等で維持管理しているものであること。

2 対象工事の施工範囲は、令和6年能登半島地震により被災した私道で2戸以上の住宅が利用する部分とする。

3 対象工事は、私道復旧補助金の交付申請日から起算して1年以内に完了するものとする。

（交付額）

第5条 私道復旧補助金の交付額は、対象工事实額に3分の2を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、交付額の上限は、1,200万円とする。

3 第1項の規定により算出した私道復旧補助金の交付額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

4 私道復旧補助金の交付を受けようとする個人又は民間団体等（以下「申請者」という。）は、対象工事实額がより低廉となるよう努めるものとする。

5 対象となる私道の公簿上の地目は問わない。

（交付申請）

第6条 申請者は、私道復旧補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

（1） 私道復旧事業の施行箇所となる土地（以下「工事対象土地」という。）が単独で所有されている場合 次に掲げる書類

ア 承諾書（当該所有者と申請者とが異なる場合に限る。）（様式第2号）

イ 私道復旧事業実施計画書（様式第3号）

ウ 工事対象土地に係る公図（不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面をいう。）の写し

エ 工事対象土地に係る登記事項証明書又は登記事項要約書

オ 位置図

カ 被災状況が確認できる写真

キ 見積書の写し

(2) 工事対象土地が共有されている場合 次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

ア 民法(明治29年法律第89号)第251条第1項に規定する共有物の変更を伴う工事 次に掲げる書類

(ア) 工事対象土地に係る共有者全員の承諾書(様式第2号)(工事対象土地の整備工事又は補修工事に関して民法第251条第2項の裁判があった場合は、当該裁判があったことを証する書類及び当該裁判において所在等を知ることができないとされた共有者以外の共有者全員の承諾書)

(イ) 私道復旧事業に係る代表者選任及び振込口座の指定に係る同意書(様式第4号)

(ウ) 前号イからキまでに掲げる書類

イ 民法第252条第1項に規定する共有物の管理に関する工事 次に掲げる書類

(ア) 工事対象土地に係る共有持分の過半数に当たる共有者の承諾書(様式第2号)(工事対象土地の整備工事又は補修工事に関して民法第252条第2項の裁判があった場合は、当該裁判があったことを証する書類並びに当該裁判において所在等を知ることができないとされた共有者及び賛否を明らかにしないとされた共有者を除く共有者の共有持分の過半数に当たる共有者の承諾書)

(イ) アに掲げる書類(ア(ア)に掲げる書類を除く。)

3 申請者は、見積書について複数の相手方から徴収し、原則として最も安価な見積額を対象工事实額とする。

4 前項の規定にかかわらず、対象工事の内容から単価等が実勢に比して著しく割高であると考えられる場合は、市が積算した額を対象工事实額とする。

(交付の決定)

第7条 市長は、私道復旧補助金の交付の申請があったときは、速やかにその内容について審査を行い交付の可否を決定し、その結果を私道復旧補助金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、私道復旧補助金の交付決定に条件を付することができるものとする。

(工事着工)

第 8 条 申請者は、対象工事に着工したときは、私道復旧事業着工届（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

（報告）

第 9 条 市長は、必要があると認めるときは、第 7 条第 1 項の規定により私道復旧補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「私道復旧補助金交付予定者」という。）に対し、対象工事の進捗状況について報告を求めることができる。

（対象工事の内容変更等）

第 10 条 私道復旧補助金交付予定者は、対象工事の内容を変更し、又は対象工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、市長に私道復旧事業中止（計画変更）承認申請書（様式第 7 号）に市長が必要と認める書類を添えて提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、私道復旧補助金変更交付（不交付）決定通知書（様式第 8 号）により私道復旧補助金交付予定者に通知するものとする。

（対象工事の完了）

第 11 条 私道復旧補助金交付予定者は、対象工事が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- （1） 私道復旧事業完了届（様式第 9 号）
- （2） 精算報告書（様式第 10 号）
- （3） 請負契約書等の写し
- （4） 写真（工事工程及び竣工状況が確認できるもの）
- （5） 支払を証する書類の写し
- （6） その他市長が必要と認める書類

（現場審査及び私道復旧補助金の交付）

第 12 条 市長は、私道復旧事業完了届の提出があったときは、速やかに現場審査を行い、対象工事が設計図書（第 10 条第 1 項の規定により提出した書類を含む。次項及び第 3 項において同じ。）の内容に適合しているか否かを審査しなければならない。

2 市長は、審査の結果、対象工事が設計図書の内容に適合していると認める場合は、私道復旧補助金の交付額を決定の上、私道復旧補助金交付確定通知書（様式第 11 号。以下「交付確定通知」という。）により私道復旧補助金交付予定者に通知するものとする。

3 市長は、審査の結果、対象工事が設計図書の内容に適合していないと認める場合は、私道復旧補助金交付予定者に対し設計図書の内容に適合するよう変更又は手直しの指示を行うことができる。

- 4 前項の指示があった場合、私道復旧補助金交付予定者は当該指示に従って変更又は手直しを行い、市長の再審査を受けなければならない。
- 5 第1項から第3項までの規定は、前項の規定による再審査について準用する。
- 6 第2項の規定による交付確定通知を受けた者（以下「私道復旧補助金交付決定者」という。）が私道復旧補助金の請求をしようとするときは、交付確定通知の送付を受けた日の翌日から起算して30日以内に私道復旧補助金交付請求書（様式第12号）に対象工事实額の全額を工事施工者等に支払ったことが分かる領収書等の書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- 7 市長は、前項に規定する請求書等の提出があった場合はその内容を確認し、これが適正であると認められるときは、私道復旧補助金を交付するものとする。

（私道復旧補助金交付の取消し等）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、私道復旧補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- （1） 正当な理由がなく、対象工事を著しく遅延し、又は廃止したとき。
 - （2） 偽りその他不正の手段により、私道復旧補助金の交付の決定を受けたとき。
 - （3） 第7条第2項の規定による交付の条件に違反したとき。
 - （4） かほく市補助金交付規則又はこの告示の規定に違反したとき。
 - （5） その他私道復旧補助金の交付決定後又は交付後に対象工事でないことが判明したとき。
- 2 市長は、私道復旧補助金の交付の決定を取り消したときは、私道復旧補助金交付決定取消通知書（様式第13号）により私道復旧補助金交付予定者又は私道復旧補助金交付決定者に通知するものとする。この場合において、私道復旧補助金が交付済みであるときは、私道復旧補助金返還命令書（様式第14号）により私道復旧補助金の返還を命じるものとする。

（書類の整備等）

第14条 私道復旧補助金交付決定者は、当該私道復旧補助金及び対象工事に係る書類を整備し、私道復旧補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

（賠償責任）

第15条 市は、私道復旧補助金の交付に係る対象工事により申請者及び第三者に生じた損害については、賠償の責めを負わない。

（維持管理）

第16条 この告示による私道復旧補助金の交付を受けて整備された私道の維持管理は、引き続き、申請者において行うものとする。

(その他)

第 17 条 この告示に定めるもののほか、私道復旧補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和 6 年 1 月 1 日から適用する。
- 2 令和 6 年 1 月 1 日からこの告示の施行の日までの間に着手した対象工事については、この告示の規定の例により私道復旧補助金の交付を行う。